

宝塚医療大学学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、宝塚医療大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、宝塚医療大学学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学位を授与するに当たっては、保健医療学の名称を付記するものとする。

(学位の名称の使用)

第5条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、宝塚医療大学の文字を付記するものとする。

(様式)

第6条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第7条 この規程の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別記様式

| | |
|--|-------------|
| | 第 号 |
| 学位記 | |
| 大学印 | 氏 名 生年月日 |
| <p>本学保健医療学部所定の課程を修め本学を卒業したので学士（保健医療学）の学位を授与する。</p> | |
| 平成 年 月 日 | |
| 宝塚医療大学長 | ㊟ |